

会計史論考：会計とは何だったのか (承前)

久野秀男

目 次

- I. BALANCE SHEET とは何だったのか (第28巻2号に収録)
 - 1. Balance Account (残高勘定: Balance Sheet) は、「勘定」(an Account) か「表」(a Sheet) か
 - 2. Balance Account と Balance Sheet
 - 3. Balance Sheet と Profit & Loss Sheet : two clean Sheets
 - 4. Balance Account の廃止: 「繰越試算表」と「英国式貸借対照表」
 - 5. Balance Sheet: 「簿記計表」から「会計計表」へ
 - 6. Columner Balance Sheet: 「簿記計表」か「会計計表」か
 - 7. Balance Sheet: Trial, Working, True
 - 8. Balance Sheet: 「残高表」か「平均表」か
 - 9. Balance Account (Statement) から Financial Statement へ
 - 10. Financial Condition: 「財政状態」とは何か
- II. 「貸借対照表」とは何だったのか (第28巻4号に収録)
 - 1. 「貸借対照表」はなかった
 - 2. 「動産不動産ノ総目録」・「貸方借方ノ対照表」
 - 3. 原始商法用語としての「貸方」と「借方」
 - 4. 「貸方借方ノ対照表」とは何だったのか
- III. PROFIT & LOSS ACCOUNT とは何だったのか (第28巻4号に収録)
 - 1. 「財産法」による「純損益」の測定・計算なるものは存在しない
 - 2. 「残高勘定」の機能: 「集合勘定」か「集合・計算勘定」か
 - 3. 英国簿記の THE FINAL ACCOUNTS: Trading Account, Profit & Loss Account, Profit & Loss Appropriation Account, Balance Account (Sheet)
 - 4. 「損益勘定」(損益計算書)の三分
 - 5. なぜ「損益表」: PROFIT & LOSS SHEET ではないのか
 - 6. PROFIT & LOSS ACCOUNT: Detailed Form と Published Form
- IV. 「損益計算書」とは何だったのか (第28巻3号に収録)
 - 1. かくして「損益計算書」は制度上消滅した
 - 2. 「損益, 利益金処分財源調整及び処分結合計算書」: その導入と継承
 - 3. 「完全結合計算書」の二類型: 「提示型」と「宣言型」

4. 原始商法の一部実施と「宣言型完全結合計算書」の解体
5. 「損益計算書」の登場と課題
6. 「提示型完全結合計算書」の継承と退化：「混合」化への第一歩
7. 「第一次・損益及び利益金処分財源調整混合計算書」の登場
8. 「第一次・損益及び利益金処分財源調整結合計算書」の登場
 - 「混合計算書」から「結合計算書」へ—
9. 「第二次・損益及び利益金処分財源調整混合計算書」の登場
10. 「第二次・損益及び利益金処分財源調整結合計算書」の登場
 - 再び「混合計算書」から「結合計算書」へ—
11. 「損益計算書」の復活：「三勘定・三報告書」体制の確立
- V. 「剰余金計算書」とは何だったのか (第28巻4号に収録)
 1. 「剰余金」の概念
 2. 剰余金計算書の端緒
 - (1) 国立銀行「決算公告」：「貯蓄金(積立金)勘定」
 - (2) 日本郵船会社：「大修繕積立金勘定表」・「保険積立金勘定表」
 3. 剰余金計算書の変遷と課題
 4. 補遺
- VI. 「剰余金処分計算書」とは何だったのか (第28巻4号に収録)
 1. 商法：「処分議案」の経緯と問題点
 2. 剰余金処分計算書：利益(金)処分計算書の課題
- VII. 「決算公告」とは何だったのか (本号に収録)
 1. 端緒
 2. 国立銀行・「決算公告」法制の確立
 3. 公告・財務諸表体系のルーツ
 4. 最初の株式会社・「決算公告」：第一国立銀行(「東京日々新聞」)
 5. 第一国立銀行の二元的財務諸表体系とその変遷
 6. 国立銀行・「決算公告」の類型
 7. 一般株式会社の「決算公告」の嚆矢
 8. 原始商法以前の一般株式会社の「決算公告」の実況
 9. 原始商法の一部実施直後の「決算公告」の実況
 10. 「商法・D折衷型」と「商法・P折衷型」の登場
 11. 「商法省略型」の登場
 12. 明治三十二年改正商法以後の推移
 13. 「利益金処分計算領域」(appropriation section)の開示・公告
- VIII. 腑に落ちない『簿記テキスト』の常識 (第26巻3・4合併号と第27巻1号に収録)
 1. 序論：実務との乖離はなぜ起こったのか
 2. bookkeeping：「簿記」か「記簿」か
 3. accounting or accountancy：なぜ「会計(学)」なのか
 4. 「ゲータと簿記」：一つの神話
 5. 「棚卸法」異聞：シェヤーと混合勘定

6. 「棚卸評価」の苦心惨憺：ステフィンの場合
 7. 实在勘定と名目勘定：「資本」はリアルか
 8. 資本等式：陳腐な教授法
 9. 仕訳日記帳の金額欄と元帳の摘要欄
 10. 締切記入：closing entry とは何か
 11. 資産：借方か貸方か
 12. 取引要素説：無益の沙汰
 13. なぜ「三主要帳簿制」なのか：old fashioned trio
 14. 分記法と総記法
 15. 会計報告書の用語法比較：その基本的理念
- K. 資本等式（説）の系譜と課題 （第20巻3号に収録）
1. 「資本等式」の功過
 2. schma
 3. 英国古典簿記書における「資本等式」の先駆的業績とその顛末
 4. 米国古典簿記書における「資本等式」の先駆的業績とその顛末
 5. わが国における「資本等式」の先駆的業績：東與五郎
 6. 結語
- X. 先駆的株式会社の会計実務の先進性と退行現象 （第26巻1号に収録）
- 「発生主義」損益計算への指向とその挫折—
1. 開題
 2. 創業（入）費の資産計上とその償（消）却
 3. 試験費（試験研究費）の資産計上とその償（消）却
 4. 減価償（消）却の端緒とその展開
 5. 諸抵当（引当金）の開設：「滞貸抵当」・「利戻抵当」・「仕払利足抵当」
（「仕払未済利息抵当」）
 6. 「偶発債務損失引当金」の開設
 7. 「補正勘定」の経緯：発生主義から現金主義へ
 8. 銀行会計における現金主義の伝統とその改正：再転して発生主義へ

Ⅶ. 「決算公告」とは何だったのか

1. 端緒

明治五年壬申二月二十一日（西暦，1872年3月16日），東京で最初の日刊新聞が創刊された。「東京日々新聞」である。

明治七年七月七日および二十二日の同紙面に，わが国で最初の「決算公告」が掲載された。明治六年七月に創業のわが国で最初の株

式会社・第一国立銀行の「毎月実際報告」（七月七日・第七百三十六号）と「半季実際報告」（七月二十二日・第七百四十九号）とである。明治七年十二月の同行・第二回「半季実際考課状」にみられる「銀行諸報告ノ事」は云う。

「当銀行毎月実際報告並半季実際報告共紙幣寮へ上呈御承認ノ上新聞紙ヲ以テ一般公告可致儀難形ヲ以テ紙幣寮へ相伺候処六月十日

其允裁ヲ得申候」

七月七日に新聞に公告の「第一国立銀行毎月実際報告」は、明治六年十二月二十四日に大蔵省が制定した「国立銀行定期報告差出方規則」に定められた九種の報告書雛形のうちの「第一書式・銀行本店毎月実際報告」に準拠したもので、その明治七年六月分である。大蔵省に毎月作成・提出させたものを、いちいち新聞に公告させたとは到底考えられない。事実、公告はこのとき限りであった。その実況は次頁上段の通りであった。

ついで同月二十三日に新聞に公告の「第一国立銀行半季実際報告」の内容は、「総勘定書」と「差引表」（損益勘定）とであり、それらの「名称」・「構造」・「体系」は、第一国立銀行の場合目まぐるしく変化している。その詳細は後述する。

特に、大蔵省に提出した「半季実際報告」（久野注：「利益金処分前貸借対照表」と「半季利益金割合報告」（久野注：提示型の「損益，利益金処分財源調整及び処分結合計算書）」とが、それらの「名称」・「構造」・「体系」とも各国立銀行に一貫して継承された実状と比べると、極めて対照的であった。ここでは、同月二十二日に公告のものについて、その実況を次頁中・下段に示す。

報 告

借方
株金 二五〇〇、〇〇〇
定期預り金 三八四、三七八五〇
當座預り金 三八一、〇六一四六
手形預り金 二二八、〇四二七六
為換預金 四、九一九九六
利益引交換打手數料共 一〇一、八九九九一
利息入 二六、一三三六四
別段積金 一、二七、二四
仕掛未納賦金 三三〇
御用準備預金 二二八六、九三三六八
御用準備預金 二、九五四、一四九五六
別段預金 一、〇五二、八五〇
前半年繰込 二七、三三〇、四
仕掛銀行手形 五、七五七、四
合計 二、二六四、八六二八九
一、五〇〇、〇〇〇
預金振替公債證書 八五四、〇七七〇
地金銀 五〇〇
合計 一、四六二、一九三九五九

貸方

貸付金 一五〇〇、〇〇〇
為換貸 二、三三〇、〇三〇
利拂 四八、四七、八七
損費引交換打手數料共 九六、一九三三三
八四、八六五三三
合計 一、二二〇、〇〇〇
商業元金 一八五、六九七、六
預金公債證書買入代 八五四、〇七七〇
地金買入代 五〇〇
公債買入代 一六〇、五三三五〇
仕掛切手 八六九〇八
合計 五、二六一、二五〇、一
六七〇、〇〇〇
本社紙幣 四九七、〇三三
雜貨幣 五、八三六、五八一八八
公債證書 二、三五四、〇七七〇
地金銀 五〇〇
合計 一四、六一九、四三九五九
右貸借勘定表ノ借ハ検査ノ上確實ナルヲ保證スレ
候也 検査掛 齊藤 純造
明治七年六月三十日第一國立銀行
頭取 小野 善助
取締役 永田 甚七

半年實際報告 第一國立銀行
株金 二五〇〇、〇〇〇
貯蓄金 二七、〇二八、二八
明治七年一月一日ヨリ同六月三十日迄銀行ノ事務
及諸勘定ノ當任ノ取掛役ヨリ兼務主ヘ公示スル第
二回半年報告
今株主ヘ呈スル前半年ノ諸般事務報告及諸引勘定
表ハ右半年ノ純益金十五万七千五百六十九圓四
二錢ナラシメ示スナリ但此高ハ諸役員ノ月給取
及諸雜費利損損失等ヲ引去リタル高ナリ
右純益金ノ内定期之預り諸役員ノ配當金二万六
千七百八十六圓八十錢ヲ引去リ金一万五千七百五
十六圓九十四錢ハ積立トシ金二万三千七百七十五
圓六十八錢ヲ後半季ノ繰越シ今配當スヘキハ金八
万二千二百五十圓ナリ
右ノ剩餘金ハ壹拾三圓廿五錢ノ割ヲ以テ其
格高ニ應ジ一割ニ割渡シ且前半季ノ繰越高ニ万七
千三百六十圓三十二錢八厘ヲモ此高ニテ壹拾三
付一圓十二錢一厘ノ割ヲ以テ積立トシ割渡スヘキ
大坂支店支取入金田支店協定取方右非賣三次郎
ハ病氣ヲ以テ辭職申出ニ付職ノ通り相免シ候也
明治七年七月十一日 東京ニ於テ
會長 澤澤 榮一
副會長 會 長

貸方
明治七年一月一日ヨリ六月三十日迄半年分第一
國立銀行勘定書及諸引表
表中横線ヲ斷テ位位ト圖以下ノ分數トヲ分
界スルナリ且數字ノ個ニ、點ヲ加フルハ千ト
百トヲ指示スルナリ
取シ方 銀行ノ負債簿ニ屬スル分

本社紙幣繰過高 一、〇〇二、九七七〇
定期預金 一〇一、二七、八五〇
當座預金 四七九、六八四、二八
手形預金 二七〇、二五九、九五
別段預金 一、一三六、七六五、四八

御用準備預金 四二、二五八、〇六五
仕掛手形預金 三、四六四、二二五、七九
代金取立手形 六七、八二三〇
仕掛取立手形 八六、九〇八
利益引預金 五〇〇〇
仕掛未納賦金 二六、七六六、八〇
右公債全數 一、〇二四、四二五、七〇
株金 二五〇〇、〇〇〇
貯蓄金 二七、〇二八、二八
御用準備預金 一七、九三二、〇四
前半年繰越 三三、七五五、六八
未納預賦金 三三、七五五、六八
當季割賦金 八、一、二五〇
右株主ヘ借り 二、六八七、三六八、四〇
總計 一、三七一、七九四、一〇
銀行ノ資產簿ニ屬スル分 六七〇、〇〇〇
受ケ方 七、九三一、〇八六、七七
紙幣準備預金 三、四、五二七、一九
雜貨幣 一八七、二一九、八一
地金銀 八、八三三、七〇二、八五
地店切手 一、五〇〇、〇〇〇
高麗元 七、五四〇、〇七、七〇
合計 一、六〇、五三三、五〇
預金公債證書 二、三三七、三四八、一〇
地所家作 一、三、七一一、九四、一〇
貸付金 一、三、七一一、九四、一〇
總計 一、三、七一一、九四、一〇

損益勘定
損失ノ部
御座費 一〇、八二〇、一八
控員月給 一、〇四八、二七
同敷費 四二、二八五
娯樂費 五、五五三、三三
利息拂 九六、一三三、六
手數料 九三、〇五五、五
交換打手 四八、三五五、一七
請合料 九〇〇〇
損失 九、二二七
總計 一、九三〇、〇〇二
利益ノ部
金札引換公債證書利息 五二、四九三、九七
郵政公債證書利息 六五、八九八、二四
貸付金利息 一四六、七七二、五九
手數料 三三、二四六、一六
公債證書買入利息 二四、二八三、〇五
交換打手 五〇、六五〇、九三
地金買入利益 一、五四七、三
總計 三、七三三、四九四、七三
右貸借勘定表并損益勘定表ノ借ハ検査ノ上確實ナル
ヲ保證スレ候也 検査掛 齊藤 純造
明治七年七月十一日第一國立銀行
頭取 小野 善助
副頭取 三野村利在衛門

第一国立銀行の場合に典型的にみられた「大蔵省提出用」と「新聞紙面の決算公告用」との二元的な財務諸表体系の系譜は、現今の株式会社・財務諸表制度をめぐる様々な課題を解く主鍵となると考えられる。

なお、この第一国立銀行の「決算公告」にみられた公告・財務諸表体系は、必ずしもその後全国各地に開設された数多くの国立銀行にそのままの形で継承された訳ではない。その詳細は後述する。

国立銀行の「決算公告」で、とりわけて問題になるのは「損益勘定」の部分であった。

後述するように、第一国立銀行の場合でも興味深い曲折がみられたが、次第に「定型」

が形成されていく傾向が認められ、各国立銀行の場合をみても概ね同様の傾向を示した。それは、「損益、利益金処分財源調整及び処分結合計算書」に始まり、「利益金処分計算書」への移行であった。英国の伝統的な Profit & Loss Account に即して云えば、その Detailed Form から Published Form への移行である。注目すべき動向であった。

この推移を最も典型的に示しているのが、第五国立銀行の場合の「明治八年下半季損益勘定（計算）表」と「明治九年上半季損益勘定（計算）表」とである。次にこの両者を対比して示そう。なお、参考のために1958年12月（第66期）の Mercantile Bank の事例を付記しておく。

第五国立銀行・明治八年下半季損益勘定（計算）表

損益勘定		利益之部		損益勘定		損失之部	
		貸付金	28,635,692	利 足 払		12,868,009	
		露公債	13,819,000	手 数 料		16,000	
		公債	126,000	交 換 打 歩		121,730	
		交 換 打 歩	61,500	月 給 旅 費		7,160,913	
		庫 存 数	1,226,611	管 理 費		15,153,269	
		購 合 料	368,500	小 費		2,905,085	
		手 数 料	831,322	諸 役 員 賞 与		1,760,000	
		利 益	14,500,000	通 算		39,985,003	
		前 半 季 繰 越	1,641,382	右 差 引			
				純 益 金		21,225,004	
				内 訳			
				別 途 積 立 金		2,122,000	
				当 半 季 割 賦 金		17,500,000	
				但し1株=付3円50銭			
				後 半 季 繰 込		1,603,004	
總 計		61,210,007		總 計		61,210,007	

第五国立銀行・明治九年上半季損益勘定（計算）表

損益勘定		入之部		損益勘定		出之部	
		前 半 季 繰 越	1,603,004	諸 役 員 賞 与 金		2,261,000	
		当 上 半 季 純 益 金	20,627,224	別 途 積 立 金		1,996,000	
				当 半 季 割 賦 金		16,250,000	
				後 半 季 繰 込		1,723,228	
總 計		22,230,228		總 計		22,230,228	

(注)「原本」は縦組・和数字になっている。

Mercantile 銀行・損益勘定書 (1958年12月31日)
(Published Form: Profit and Loss Account for the Year ended 31st December, 1958)

従業員年金基金繰入.....	£	13,000	前期繰越利益.....	£	231,452
別途積立金繰入.....	£	100,000	当期純利益.....	£	324,267
配当金					
中間配当金.....	£	105,656			
最終配当金.....	£	211,312			
次期繰越利益.....	£	231,487			
	£	555,719		£	555,719
総支配人 C. R. Wardle			K. W. Mealing		
会計部長 F. N. Withers			取締役 C. A. Innes		
			E. J. Bunburg		

2. 国立銀行・「決算公告」法制の確立

周知のように、わが国の株式会社が「財産目録」とともに「貸借対照表」の公告を命じられたのは、明治二十三年三月制定（同二十六年七月一部実施）の原始商法第二百八条によってであった。

さらに、明治三十二年三月制定の改正商法は、その第九十二条に關しその改正主旨を明らかにする『商法改正理由書』を帝国議会に提出したが、同書は、「財産目録」に關して次のように述べている。

「財産目録ハ浩翰ニ互リ之ヲ公告スヘキモノトスルハ苛酷ニ失スルヲ以テ単ニ貸借対照表ノミヲ公告スルヲ以テ足レリトシ」

明治六年七月創業の第一国立銀行を始めとする各国立銀行は、「国立銀行条例」によって設立を認可された株式会社であった。これらの株式会社は、当初から「国立銀行条例」・「国立銀行成規」によって、「決算公告」の体制は確立していた。ただし、これらの国立銀行を始めとし原始商法制定前に創業の先駆的諸株式会社の「決算公告」の対象は、原始商法ないし改正商法の命ずる「財産目録・貸借対照表」ないし「貸借対照表」ではなかった。すくなくとも「貸借対照表」だけではなかった。特に注意を要する。

明治五年八月制定の「国立銀行条例」の第十二条第一節及び第十三条第一・二節の規定は、次の通りであった。

第十二条 銀行ヨリ差出ス報告書計表ノ手續ヲ明ニス

第一節 国立銀行ハ一箇年四度以上其銀行ノ事務計算等実地詳明ナル報告書計表等ヲ紙幣頭ニ差出ス可シ其書式ハ紙幣頭ノ指図ニ從ヒ頭取取締役之ニ証印スヘシ

但シ右報告書計表ノ類ハ銀行ヨリ新聞紙又ハ其他ノ手段ヲ以

テ世上ニ公告スヘシ

第十三条 銀行利益金分割ノ手續ヲ明ニス

第一節 国立銀行ノ頭取取締役等ハ毎年兩度宛銀行ノ総勘定ヲナシ其純益ヲ正算シ株高ニ應シテ公平ニ之ヲ分割スヘシ

第二節 右分割ノ前ニ其利益ノ成算ヲ株主一同へ通知シ且新聞紙ニテ世上ニ公告スヘシ

かくして、新聞紙（またはその他の手段）に「公告」すべきものは、「報告書計表ノ類」と「利益金処分内容」(appropriation)とであった。

「報告書計表ノ類」とは、「国立銀行成規」の「国立銀行報告ノ事」で規定している「紙幣頭ニ可差出報告」に定めた「銀行實際報告」と「銀行利益金割合報告」とである。前者は「利益金処分前貸借対照表」(Balance Sheet, *pre-appropriated*)であり、後者は「損益、利益金処分財源調整及び処分(提示)結合計算書」(Profit & Loss Account, *Detailed Form*)であった。

しかし、現実に「東京日々新聞」の紙面に現われた各国立銀行の「決算公告」の内容は、その「名称」、「構造」、「体系」等が、必ずしもこうなっているとは限らなかった。

明治九年八月の「改正国立銀行条例」の第七十七条でも、同様の主旨の規定を設けている。同条は紙幣頭に差出すべき「半季報告計表」を定めるとともに、その末尾に云う。「但シ右報告計表ハ銀行ヨリ新聞紙其他ノ手段ヲ以テ之ヲ世上ニ公告スヘシ」

明治二十三年に商法と銀行条例とがともに制定されることになったが、同年五月十五日に大蔵大臣松方正義が閣議に提出した「普通銀行条例案」の第六条は、次のようになっていた。

第六条 普通私立銀行ハ毎年少ナクトモ一回計算書事業報告書ヲ作り新聞紙其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

ここで云う「計算書」とは、国立銀行以来の「報告書計表ノ類」（及び「利益金処分計算書」）と解釈するのが至当であろう。

ところが、明治二十三年八月に発布された法律第七十二号の「銀行条例」の第四条は、原始商法と歩調を合わせるかのように、次のように規定した。

第四条 銀行ハ毎半年簡年財産目録貸借対照表ヲ製シ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

さらに、明治三十三年三月十二日大蔵省令第三号による条例改正では、極めて注目すべき措置がとられた。すなわち、「第四条、第五条、第六条中〈財産目録〉ヲ削除ス」であった。かくして、銀行の場合では、「財産目録」の公告を免れただけではなく、大蔵大臣に提出する「報告書計表」の中から「財産目録」が削除されることになった。もっとも、株式会社としての銀行は、前述の明治三十二年改正商法によって「財産目録」の公告は免れることになったが、株主総会に提出の「計算書類」中には「財産目録」が当然に含まれることになる。

かくして、普通銀行は株式会社たる資格において、改正商法第九十条に掲げられた書類、すなわち「財産目録」、「貸借対照表」、「事業報告書」、「損益計算書」及び「準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」を監査役に提出し、第九十二条により定時総会に提出してその承認を求める必要があるが、監督官庁である大蔵省に提出すべき書類の中には「財産目録」が含まれなくなった。つまり、明治三十二年改正商法は「財産目録」の公告を取り止めたのであるが、翌年の改正銀行条例は「財産目録」の作成それ自体を取り止めたのである。因みに、商法が「財産目

録」を定時総会に提出するのを取り止めたのは、昭和三十七年の法改正であり、さらに、「財産目録」を「計算書類」から削除したのは、実に昭和四十九年の法改正であった。

3. 公告・財務諸表体系のルーツ

明治六年十二月の第一国立銀行・第一回決算を端緒とするわが国株式会社の財務諸表制度は、折にふれてしばしば述べてきたように、英国の制度の圧倒的な影響下に生成し展開していった。

周知のように、1929年迄の英国会社法は、貸借対照表に関する比較的簡単な規定しかなく、損益計算書の備え付けは会社の自由に任せていた。その備え付けが強制されたのは、1948年の改正法であった。それとても *Nettorechnung* (the shorter form) : 「純額主義」で、売上総利益 (Trading Profit for the Year, Gross Margin) から報告を始めている。さらに、会社定款に定めがない限り利益の配当を要しないし、また、会社法それ自体には、利益の処分権限の帰属に関して何らの規定もない。

そこで、当然の成り行きとして、個々の定款の内容によって、当該会社の財務諸表の体系は、筆者(久野)のいう「提示型」(*proposed type*) になることもあろうし、「宣言型」(*declaired type*) になることもある。かてて加えて、Profit & Loss Account には、Published Form と Detailed Form の区別があったから、“Proposed” (A) と “Declaired” (B) 及び “Published” (C) と “Detailed” (D)、これらの組み合わせから、 $2 \times 2 = 4$ の類型となる。AC型、AD型、BC型、BD型である。

わが国の株式会社の財務諸表制度の生成期を通じて見ると、これらの4類型の悉くがその姿をみせていることは、極めて興味深い。

典型的な事例を挙げてみよう。

国立銀行が大蔵省に提出した財務諸表は、

「半季実際報告」という名称の「利益金処分前貸借対照表」と「半季利益金割合報告」という名称の「損益，利益金処分財源調整及び処分（提示）結合計算書」とであり，AD型である。

明治六年十二月刊・『銀行簿記精法』に掲示の香港上海銀行の財務諸表は、「香港上海銀行ノ身代及び負債ノ抜書」という名称の「利益金処分前貸借対照表」と「香港上海銀行損益勘定書」という名称の「利益金処分（提示）計算書」とであり，AC型である。なお，この他に「貯蓄金」という名称の「積立金計算書」（一種の「利益剰余金計算書」）をふくんでいる。これらの「総勘定」・「貯蓄金勘定」・「損益勘定」からなる「三勘定（書）体制」は，わが国の第一国立銀行その他若干の国立銀行の場合の新聞紙面の「決算公告」に継承された。

日本郵船，小野田セメント其の他の先駆的株式会社の原始商法以前の場合では，財務諸表の体系は「宣言型」をとっており，「利益金処分後貸借対照表」（その名称はさまざまであったが）と「利益，利益金処分財源調整及び処分（宣言）結合計算書」とであり，BD型である。

前掲の第五国立銀行の場合及び英国系諸銀行でしばしば見受けられる事例で云えば，「利益金処分後貸借対照表」と「利益金処分計算書」とであり，BC型である。

特に注目されるのは，『銀行簿記精法』が事例として掲示した「香港上海銀行」の財務諸表体系にみられた「総勘定」・「貯蓄金勘定」・「損益勘定」の「三勘定（書）体制」であり，そっくりそのままの形で第一国立銀行の第九回・「決算公告」以降に継承された。筆者（久野）は，国立銀行の「決算公告」にみら

れた「定型のトリオ」と呼んでいる。第四・第十の両国立銀行にもみられた。いずれも，「利益金処分前貸借対照表」・「積立金計算書」（「利益剰余金計算書」）・「利益金処分計算書」から成り，「損益計算書」は含まれていない。後に再説する。

明治六年十二月刊行の『銀行簿記精法』（大蔵省刊）は，国立銀行の「簿記」（記帳）のマニュアルであった。「決算」および「財務諸表」の解説は全く存在しない。『精法』と同時に編成された「国立銀行報告書差出方規則・附属雛形」に委ねたのである。

「香港上海銀行」の場合及びそれを継承したわが国の国立銀行の場合を比較して次頁に示そう。なお，第四・十の両国立銀行では，「貯蓄金」と云わず「積立金」と呼んでいる。

4. 最初の株式会社・「決算公告」：第一国立銀行（「東京日々新聞」）

わが国で最初の完備した株式会社であった第一国立銀行は、明治七年七月七日（火）の「東京日々新聞」（第七百三十六号）の「報告（広告）」欄に、

「当銀行半季勘定之儀ハ本月十一日株主總會ノ後ニ於テ明詳ニ通知スベシト云トモ差向六月三十日ノ借貸（モトノママ）實際勘定左ノ計表ノ通ニ付此段広告イタシ候」

として「明治七年六月三十日・第一国立銀行毎月實際報告」を公告した。

なお、同行の第一回決算は明治六年十二月であり、明治七年二月二日（日）の「東京日々新聞」（第五百九十七号）の「報告（広告）」欄に「銀行稟告」として、

昨年半季ノ考課状及諸勘定報告書ハ近日之ヲ上梓シテ一般ノ公覽ヲ乞ウヘシ
明治七年一月二十九日
第一国立銀行

とあったが、ここで云う昨年半季すなわち第一回決算分については、新聞紙面を使った「一般ノ公覽」の事実はない。「東京日々新聞」のどこを探しても見当らなかった。

先に示した「毎月實際報告」は、既に述べたように、大蔵省が制式の「第一書式・銀行本店毎月實際報告」に準拠したものであり、その六月分である。大蔵省に毎月作成し提出している「本店毎月實際報告」を、果たしてその都度いちいち新聞紙面に公告したのであろうか。前述のように事実はこの時一度限りであった。

この「本店毎月實際報告」は、借方側に負債・資本・収益を掲示し、貸方側に資産・費用を掲示した当該月末における総勘定の一覧表である。また、大阪出店、横浜出店及び神戸出店の分は含まれていない。その実況は既に1.（67頁上段）で紹介しておいた。

次いで、明治七年七月二十二日（水）の「東京日々新聞」（第七百四十九号）の「報告」欄に、「第一国立銀行・半季實際報告」を公告した。その実況は既に1.（67頁中・下段）に紹介しておいた。

さらに、その翌日の新聞紙面には、次の訂正記事がみられる。

昨日刊行セン銀行広告中 支払未満賞金
未満割賦金共ニ 未満ハ未済ノ誤リ也
第一国立銀行

5. 第一国立銀行の二元的財務諸表体系とその変遷

先ず、既に述べたように「第一回決算公告」が見当たらないので、最初の「決算公告」がなされた第二回分について、同行が監督官庁である大蔵省に提出した「半季實際報告」と、新聞紙面に公告の「総勘定書」（「貸借勘定表」）とを上下に対比して次頁に示そう。

第一国立銀行半季實際報告

借方

貸方

第 号	摘 要	金 額				總 計				摘 要	金 額				總 計			
		千	百	十	万	千	百	十	万		千	百	十	万	千	百	十	万
明治七年六月三十日 第一国立銀行取締小斎野藤善純助造印	諸抵当公債証書									住 金								2500000
	紙幣抵当公債証書	1500000								本社紙幣流通高								1002977
	預金抵当公債証書	100000						1600000										
	別段積立金抵当公債証書									預 金								
	創業入費									定期預金	415278	50						
	金銀有高									当座預金	479684	28						
	紙幣準備本位貨幣	670000								手形預金	270259	95						
	雜貨幣	7931086	77							御用準備預金	4215805	52						
	他店切手	869	08							御用手形預金	3464215	79						
	他店紙幣									別段預金	1136765	48					9982010	52
	商業元	187119	81					8789175	66									
	貸附金									借 金								
	並貸							2373480	05	為換借								
	為換貸									並借								
	割引貸									仕払手形	6782	30						
	当座預ヶ先貸起									代金取立手形	869	08					7651	38
	公債証書									別段積立金								11271
	新公債証書 五十三門廿五									抵当金								
	百門ニ付 萬ノ割合ニテ	564392	33							滞貸抵当	17930							
	旧公債証書 十六門五十四	189685	37					754077	70	利戻抵当	5000							
百門ニ付 万ノ割合ニテ									仕払未済割賦金抵当	22	50							
地 金 銀							34527	19	仕払未済賞金	26786	80					49739	30	
質物流込									前半季繰越								27362	
家作地所									純 益 金									
小斎野藤							160533	50	別段積立金	15756	94							
善純助造									割賦金	81250								
印									後半季繰込	33775	68					130782	62	
總計							13711794	10	總計							13711794	10	

渡シ方 銀行ノ負債義務ニ属スル分	一、〇〇二、九七七〇
本社紙幣流通高	四一五、二七八五〇
定期預金	四七九、六八四二八
当座預金	二七〇、二五九九五
手形預金	四、二一五、八〇五五二
御用準備預金	三、四六四、二一五七九
御用手形預金	六、七八二三〇
仕払手形	八六九〇八
代金取立手形	二六、七八六八〇
仕払未済賞金	一一、〇二四、四二五七〇
右公借全数	二、五〇〇、〇〇〇
株 金	二七、〇二八一八
貯蓄金	一七、九三〇
滞貸予備	二七、三三二〇四
前半季ヨリ繰込	三三、七七五六八
後半季繰越	二二五〇
未滿割賦金	八一、二五〇
当季割賦金	二、六八七、三六八四〇
右株主へ借り	一三、七一一、七九四一〇
總計	一三、七一一、七九四一〇
受ヶ方 銀行ノ資産権利ニ属スル分	六七〇、〇〇〇
紙幣準備貨幣	七、九三一、〇八六七七
雜貨幣	三四、五二七一九
地金銀	八六九〇八
他店切手	一八七、一一九八一
商業元	八、八二三、〇〇三二八五
通計	一、六〇〇、〇〇〇
諸抵当公債証書	七五四、〇七七七〇
新旧公債証書	一六〇、五三三五〇
家作地所	二、三七三、四八〇〇五
貸附金	一三、七一一、七九四一〇
總計	一三、七一一、七九四一〇

第一に「名称」がまるで違う。横書きと縦書きという様式の違いもある。更に前者は「大陸式」であり後者は「英国式」である。前者では「借方」・「貸方」のような簿記用語を用いており後者では「渡シ方 銀行ノ負債義務ニ属スル分」・「受け方 銀行ノ資産権利ニ属スル分」となっている。報告科目やその分類にも相違が目立つ。

特に注目されるのが内容の違いであり、前者が「利益金処分前貸借対照表」であるのに対して、後者は「利益金処分後貸借対照表」となっている。前者が、これまでの通説とは異なり、内訳金額欄に「利益金処分計算」を付記した「利益金処分前貸借対照表」であることについては、別著『わが国財務諸表制度生成史の研究』で実証したのでここでは再述しない。ここでは専ら後者について検討しよう。焦点は、「渡シ方 銀行ノ負債義務ニ属スル分」の末尾にある「右株主へ借り」のグループである。次のようになっている。

株金	2,500,000.00
貯蓄金	27,028.18
滞貸準備	17,930.00
前半季ヨリ繰込	27,362.04
後半季繰越	33,775.68
未満（久野注：未済のミスプリント）	
割賦金	22.50
当季割賦金	81,250.00
	—————
右株主へ借り	2,687,368.40

先ず、貯蓄金（久野注：利益性積立金）27,028円18銭であるが、これは、大蔵省に提出した「半季実際報告」の「別段積立金」11,271円24銭と「半季利益金割合報告」に掲示してある「積立（予定・提示）額」15,756円94銭との合計額である。ということは、この新聞に公告の「総勘定書」が「利益金処分後貸借対照表」に他ならないことを明示している。

なお、「前半季ヨリ繰込」が妙な所に顔を出しているが、これはこの期に限った特殊な事情に基づいている。結論的に云えば、この前期繰越利益の全額を旧株主に配当したことをこの報告書で示そうとしたためである。「前半季ヨリ繰込」とあるがその実質に即して云えば「旧株主配当金」に他ならない。そこで、「前半季ヨリ繰込」・「未済割賦金」・「当季割賦金」の三者の合計額108,634円54銭を「未払配当金」として報告してもよい訳である。

かくして、大蔵省に提示・報告した「半季実際報告」は「利益金処分前貸借対照表」（Balance Sheet, *pre*-appropriated）であり、新聞紙面に公告の「総勘定書」（「貸借勘定表」）は、引き続き「利益金処分後貸借対照表」（Balance Sheet, *post*-appropriated）であったが、後に述べるように、明治九年七月二十二日に公告の「第六回決算公告」に至って、「利益金処分前貸借対照表」に転ずるのである。

ここで、念のために再度「名称」を対比しておく。

大蔵省（及び株主総会）提出：

「半季実際報告」・「半季利益金割合報告」
新聞紙面に公告：

「総勘定書」・「差引表」
（「貸借勘定表」）（「損益勘定表」）

大蔵省に提示・報告の「半季実際報告」は、明治六年十二月の同行・「第一回決算」のかた一貫して「利益金処分前貸借対照表」であり、その「半季利益金割合報告」は、これまた一貫して「損益、利益金処分財源調整及び処分（提示）結合計算書」であった。

新聞紙面に公告の「総勘定書」・「差引表」の方はどうなったのか。第一国立銀行の場合には、特に後者について目まぐるしいばかりの変遷があった末に、「第六回決算公告」の際

に、ようやく一つの「定型」に落ち着いた。

ここで云う一つの「定型」とは何か。

結論を急ぐと、第一国立銀行の場合、それは「第六回決算公告」に至って確立した体制であり、「利益金処分前貸借対照表」と「利益

金処分計算書」とのペヤーである。

ここではあらかじめ、同行が「東京日々新聞」に公告した「総勘定書」・「差引表」（損益勘定）の内容の変遷に付いて、次に一覧で表示しておこう。

		総勘定書	差引表（損益勘定）
第一回	明治六年下季		(公告せず)
二回	七年七月二十二日	利益金処分後貸借対照表	損益計算書
三回	八年一月十七日	同上	損益及び処分財源調整計算書
四回	八年七月十五日	同上	同上
五回	九年一月二十日	同上	同上
六回	九年七月二十二日	利益金処分前貸借対照表	利益金処分計算書

国立銀行及び普通銀行を経て今日まで、およそ銀行が純然たる「損益計算書」を作成したのは、前にも後にも「第二回決算公告」のこの時だけであった。

また、第三回・第四回・第五回の「差引表（損益勘定）」は、「損益及び処分財源調整計算書」であって、「利益金処分計算」の領域は含まれていない。大蔵省に提出の「半季利益金割合報告」のような「損益、利益金処分財源調整及び処分（提示）結合計算書」ではなかったのである。

明治九年七月二十二日の「第六回決算公告」の場合に、最も注目すべき変化がみられ、「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」とをペヤーとする決算公告体制の「定型」が確立した。また同時に各国立銀行及び先駆的な諸株式会社にも多くみられた「定型」でもあった。

明治七年上半季の「第二回決算公告」における「損益勘定」の内容は、「損失ノ部」に当該期間中の損費を、「利益ノ部」に当該期間中の収益を、それぞれに掲示した純然たる「損益計算書」であり、計算・報告されている「純益金」180,499円43銭は、正しく当該期間中に稼得した「当期利益（金）」である。この「損益勘定」は、大蔵省に提出する「半季

利益金割合報告」のような「損益計算」・「利益金処分財源調整計算」・「利益金処分計算」の三領域の悉くを網羅した英国型の「完全結合計算書」でもなければ、「損益及び利益金処分財源調整計算書」（久野注、現行の株式会社の損益計算書の制度的様式はこれである）でもなく、また、「利益金処分計算書」でもないのである。この実況を「東京日々新聞」で見聞してびっくり仰天した。会計学徒が「損益計算書」をみてびっくりしていたのでは、土台話にはならないが、わが国の銀行に関する限りでは、前述したように、後にも先にも本来の「損益計算書」を作成したのは、この時が始めて終わりなのである。この間に実に百十五年余であった。

この明治七年上半季の大蔵省に提出した「半季利益金割合報告」と新聞紙面に公告した「損益勘定」とを上下に対比して示すと、次頁の通りである。

さらに、「半季利益金割合報告」と比較すると、「利益（収益）」の合計額は、両者共に373,499円67銭と同額であるが、「損失（損費）」の合計額は、前者が242,717円5銭であるのに対して、「損益勘定」の方は193,000円24銭である。この相違は、「損益勘定」の場合では、「賞金（久野注：役員賞与金）」26,786円80銭と「諸抵当金（久野注：準備金・引当金繰入額）」22,930円とが、ともに費用に計上されていないためである。これらは本来「利益金処分項目」であり「損益計算」の領域に含めるべきではないとする明確な方針の現れである。もとより、この「損益勘定」には「前半期（この字を用いている）繰越高」27,362円4銭は計上されていない。どこからみても誠に申し分のない本来の「損益計算書」である。

ただし、大蔵省提出の両報告が、「提示型」の財務諸表として整合性のあるものであるのに対して、この「決算公告」にみられる「総勘定書」（「貸借勘定表」と「差引表」（「損益勘定表」とは、「利益金処分後貸借対照表」と「損益計算書」といういささか整合性に問題があるものとなっている。

既に一覧で表示しておいたように、第三回・第四回・第五回の「決算公告」は、その何れもが、「利益金処分後貸借対照表」と「損益及び利益金処分財源調整計算書」とを内容としたものであった。

第六回に至って事情は一変して、「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」とを内容としたものとなり、ここに、国立銀行（その他諸会社も含めて）の「決算公告」の「定型」とも見るべきものが確立するに至った。この間の変遷を示すために、次頁以下に、明治八年上半季と明治九年上半季について、大蔵省提出の両報告書と新聞紙面に公告の「総勘定書及差引表」とを対比して掲示する。

「決算公告」は、何れも「東京日々新聞」の明治八年七月十五日と明治九年七月二十二日の紙面にみえている。

明治九年一月一日ヨリ六月三十日迄半年分

項目	金額	項目	金額
現金	九〇〇〇〇	現金	九〇〇〇〇
預金	一〇〇〇〇〇	預金	一〇〇〇〇〇
債権	二〇〇〇〇	債権	二〇〇〇〇
負債	一〇〇〇〇	負債	一〇〇〇〇
純資産	一〇〇〇〇	純資産	一〇〇〇〇
総計	三〇〇〇〇	総計	三〇〇〇〇

項目	金額	項目	金額
現金	九〇〇〇〇	現金	九〇〇〇〇
預金	一〇〇〇〇〇	預金	一〇〇〇〇〇
債権	二〇〇〇〇	債権	二〇〇〇〇
負債	一〇〇〇〇	負債	一〇〇〇〇
純資産	一〇〇〇〇	純資産	一〇〇〇〇
総計	三〇〇〇〇	総計	三〇〇〇〇

第一国立銀行 利益金分配報告書

項目	前年		今年		前年		今年	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
利息	四五三二六〇	四五三二六〇	四五三二六〇	四五三二六〇	利息	四五三二六〇	四五三二六〇	
手数料	六七六四六〇	六七六四六〇	六七六四六〇	六七六四六〇	手数料	六七六四六〇	六七六四六〇	
交換打歩	六七九一二六	六七九一二六	六七九一二六	六七九一二六	交換打歩	六七九一二六	六七九一二六	
組合料					組合料			
損失					損失			
雑益	三七七五五	三七七五五	三七七五五	三七七五五	雑益	三七七五五	三七七五五	
合計	一〇一七、〇〇〇	一〇一七、〇〇〇	一〇一七、〇〇〇	一〇一七、〇〇〇	合計	一〇一七、〇〇〇	一〇一七、〇〇〇	
利息	四五三二六〇	四五三二六〇	四五三二六〇	四五三二六〇	利息	四五三二六〇	四五三二六〇	
手数料	六七六四六〇	六七六四六〇	六七六四六〇	六七六四六〇	手数料	六七六四六〇	六七六四六〇	
交換打歩	六七九一二六	六七九一二六	六七九一二六	六七九一二六	交換打歩	六七九一二六	六七九一二六	
組合料					組合料			
損失					損失			
雑益	三七七五五	三七七五五	三七七五五	三七七五五	雑益	三七七五五	三七七五五	
合計	一〇一七、〇〇〇	一〇一七、〇〇〇	一〇一七、〇〇〇	一〇一七、〇〇〇	合計	一〇一七、〇〇〇	一〇一七、〇〇〇	

項目	金額	項目	金額
前年季積越高	一七、五七〇	損益勘定 出方	一五、〇〇〇
當季利益金	一三〇、五九七	役員配分金	一九、六五一
合計	一四八、一六八	別取積立金	一一、五五九
	三七六	當季制威金	八六、二五〇
	七五二	後季季積込	一五、七〇六
	五五一	合計	一四八、一六八
	七五七		三二七
	三三七		九二八
			三三七

右貸借勘定表並ニ損益勘定表之值ハ檢査之上確實ナルヲ保證イタシ候也

第一国立銀行 検査員 野村純造

取締役 三井八郎右衛門

明治九年上半季（第六回）のものは、先ず「半季実際報告」についてみるのに、従来のものとは大分様子が変わってきた。形式としては、「大陸式」から「英国式」になっているし、報告科目も一変した。なお、ここで「英国式」という名称を用いたが、意識的に所謂「英国式」を採用したものは到底考えられない。詳細は別著『わが国財務諸表制度生成史の研究』を参照されたい。全般的には、明治十年六月の「改正・法定雛形」に近いものと云えよう。「改正・法定雛形」の先駆とみてよい。

「総勘定書」の方には、特に注目すべき点がある。「貯蓄金」の登場であり、ここに、「総勘定」（利益金処分前貸借対照表）・「貯蓄金勘定」（利益剰余金計算書）・「損益勘定」（利益金処分計算書）からなる「三勘定（書）体制」が確立した。

この「三勘定（書）体制」が、明治六年十二月刊の『銀行簿記精法』に掲示された「香港上海銀行」の財務諸表体系に由来することは、既に述べた通りであり、「東京日々新聞」

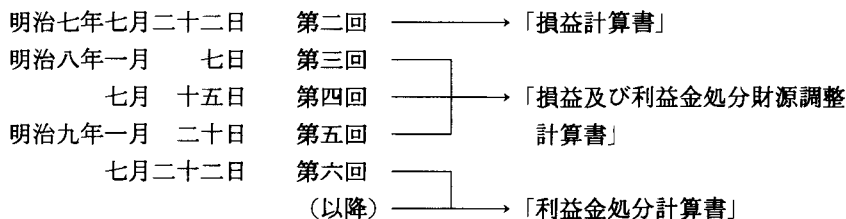
の「決算公告」でみる限り、第四国立銀行（明治八年九月十日）と第十国立銀行（明治十二年一月二十二日）にもみられた。

ただし、「決算公告」にみられたこの「三勘定（書）体制」は、限られた一部の国立銀行の場合にとどまり、一般には普及しなかった。

6. 国立銀行・「決算公告」の類型

第一国立銀行が、『銀行簿記精法』に例示されている「香港上海銀行」の財務諸表体系を踏襲して、「利益金処分前貸借対照表」（総勘定）・「利益剰余金計算書」（貯蓄金勘定）・「利益金処分（提示）計算書」（損益勘定）からなる「三勘定（書）体制」、筆者（久野）の云う「定型のトリオ」を確立したのは、明治九年七月二十二日の「第六回決算公告」からであり、この体制は、後に明治十九年七月二十九日の「第二十六回決算公告」で「貯蓄金勘定」の公告が廃止されるまで続くのである。

さらに、同行の公告・「損益勘定」の内容は、短期間で次のように推移している。



大蔵省（及び株主総会）に提出の「半季利益金割合報告」と「東京日々新聞」の紙面に公告した「損益勘定」とを対比すると、次頁上段のようになる。

次の④と⑤の場合も、同様に「利益金処分前貸借対照表」であることに変わりはないが、それとともに公告された「損益勘定」の内容には、次のような相違がみられた。

- ④ 「損益勘定」の内容が一応「完全結合計算書」になってはいるが、「損益計算」の領域の報告科目が集約・集計されており、例えば「収益」について「総益金」のような一括の科目が使われている。あるいは、「費用」の領域についても同様に、例えば「利払其他諸入費」とするようなケースがみられた。英国銀行にもこの事例がある。1903年下半期の The London and Westminster Bank の Profit and Loss Account である（G. ライル編著『会計百科事典』Vol. 8. p.269）。

- ⑤ 「損益勘定」の内容が、明細な「完全結合計算書」になっている場合。

公告された「総勘定（書）」と「差引表（損益勘定）」とについてみるのに、前者は「利益金処分前貸借対照表」（Balance Sheet, *pre-appropriated*）を内容としたものになり、一貫して継承されていくのに対して、後者は、

- (a) 第一・第四及び第十国立銀行の場合のように、「三勘定（書）体制」のうちの「損益勘定」という形で「利益金処分（提示）計算書」（「利益金処分議案」）を内容とする場合。
- (b) 第七十四・第九十五国立銀行の場合のように、最初から「利益金処分計算書」（「利益金処分議案」）を内容とする場合。
- (c) その他の多数の国立銀行の場合のように、始めに「損益、利益金処分調整及び処分（提示）結合計算書」として出発し、後に「利益金処分計算」の部分だけが公告として残った場合。

に類別することができる。

かくして、大勢としては、国立銀行の「決算公告」は、その名称こそ必ずしも画一化しなかったけれども、内容は「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」（「利益金処分議案」）とに収斂していった。

Balance Sheet の摘要欄と内訳金額欄（interior column）とに、処分（予定）項目と金額とをそれぞれ記載すると、Appropriation in Balance Sheet となる。詳細は13. で述べる。

7. 一般株式会社の「決算公告」の嚆矢

明治二十一年一月七日の「東京日々新聞」の紙面に、日本郵船株式会社の「第一回報告」と「第二回報告」とが同時に公告され、この月中にこの公告は何回か繰り返されている。その実況は次頁のとおりであった。

一見して明らかなように、この公告の内容は、同社が株主総会に提出した「四勘定表」：「損益勘定表」、「保険積立金勘定表」、「大修繕積立金勘定表」および「資産負債勘定表」の悉くを網羅したものである。報告科目の分類や配列も同じである。ただし、同社の第一回決算は明治十九年九月であり、その第二回決算は翌年九月であったが、この公告はさらにその翌年明治二十一年一月であった。

「損益勘定表」は、その内容から云えば「損益、利益金処分財源調整及び処分（宣言）結合計算書」つまり「宣言型完全結合計算書」であり、両積立金勘定表は「利益剰余金計算書」の一種であり、また、「資産負債勘定表」は、その内容から云えば「利益金処分後貸借対照表」である。

敢えて名付ければ、「完全公開型」の典型である。ただし、同社のこのような「決算公告」はこの時が最初で最後であった。

8. 原始商法以前の一般株式会社の「決算公告」の実況

明治二十三年三月の原始商法制定直前頃の時期をとってみると、国立銀行以外の一般株式会社の場合、新聞紙面に「決算公告」をする会社の事例は極めてまれであった。

極めてまれな若干の事例を紹介しておこう。何れも「東京日々新聞」の紙面である。

明治二十一年一月二十七日紙面の東京馬車鉄道会社の「第十一回半季実際報告」は、「総勘定ノ事」という名称の「利益金処分前貸借対照表」と「損益勘定ノ事」という名称の「提示型完全結合計算書」とを公告している。全般的に当時の国立銀行の影響が強く認められる。

明治二十一年二月十八日紙面の東京海上保険会社の「第十七季広告」は、「資産・責任」という名称の「利益金処分前貸借対照表」、「損益之事」という名称の「損益計算書」及

び「純益決算之事」という名称の「利益金処分議案」を公告している。これは、保険会社の典型的なタイプであり、同月二十一日の明治生命保険会社の「第七年報」も全く同様であった。

以上の他に、明治二十一年八月二十四日紙面の日本銀行の「広告・第十一回」と「広告・第十二回」がみえているが、ともに、「利益金処分前貸借対照表」と「利益金配当勘定」という名称の「利益金処分議案」とであった。

これらの実況は、次頁以下の通りであった。

9. 原始商法一部実施直後の「決算公告」の実況

ここに原始商法実施直後とは、明治二十六年七月・八月及び翌二十七年一・二月の二時期とする。「東京日々新聞」の紙面にみる限りでは、前者では「決算公告」の事例は極めてまれであって、前出の東京海上保険会社と東京紡績会社及び下野麻紡績会社の三者にすぎなかった。後者ではその数を増している。

東京紡績会社の場合、その「第十一回報告」で「利益金処分前貸借対照表」と「提示型完全結合計算書」を公告している。下野麻紡績会社の「第四回半季実際報告」の場合も同様であり、いずれも明治二十六年七月二十

一日の紙面であった。翌八月四日の紙面にみられる東京海上保険会社の「第二十八季広告」の場合も同様であるが、同社の「第二十九季広告」では、「財産目録」が追加されるとともに、「完全結合計算書」をやめて「利益金処分議案」とした。注目すべき推移であった。

後者の時期すなわち明治二十七年一・二月になると、原始商法が株式会社に公告を命じている「財産目録」と「貸借対照表」とを紙面に公告する会社が出現するようになる。ただし、「財産目録」といっても、この場合では「資産目録」であり負債は含まれていない。次の諸株式会社がみられた。

(年月日)	(会社名)	(タイトル)
明治二十七年一月 十日	鐘淵紡績株式会社	「明治二十六年下半季報告」
十七日	下野麻紡績株式会社	「第十三回報告」
十九日	金町製瓦株式会社	「明治二十六年下半期報告」
二十三日	王子製紙株式会社	「明治二十六年下半季報告」
二月 一日	日本セメント株式会社	「第十回実際報告」
一日	東京製瓦株式会社	「明治二十六年下半季報告」
七日	富士製紙株式会社	「第九回報告」
八日	日本メリヤス製造株式会社	「明治二十六年下半季報告」

「財産目録」と「貸借対照表」とで、資産の内容について食い違いがみられるケースがあるが、それは次のような事情に基づくものである。

鐘淵紡績株式会社の場合では、「貸借対照表」の資産の部に「諸損失金」20,000円を計上しているためである。

下野麻紡績株式会社の場合では、「財産目録」に「製糸代未済金」209円12銭5厘を計上していないためである。

金町製瓦株式会社の場合では、「財産目録」に「建築費」2,234円91銭5厘を計上していないためである。

東京製瓦株式会社の場合では、「財産目録」に「創業費」1,054円1銭9厘を計上してい

ないためである。

10. 「商法・D折衷型」と「商法・P折衷型」の登場

既に述べたように、原始商法制定以前では、国立銀行及びその影響下にあった諸会社の場合では、その名称はさまざまであったが、その内容から云えば、①「利益金処分前貸借対照表」あるいは「利益金処分後貸借対照表」とともに「提示型もしくは宣言型結合計算書」を公告するもの、②前者とともに「利益金処分議案ないし利益金処分計算書」を公告するものが大勢を占めた。ここでは便宜上、①を「国立銀行D型」、②を「国立銀行P型」と呼んでおく。

伝統的な「国立銀行D型」・「国立銀行P型」と、「財産目録」と「貸借対照表」とを公告させる「商法型」との間の折衷が生ずるのは、蓋し自然の成り行きだったのかもしれない。ここでは便宜上、「商法・D折衷型」及び「商法・P折衷型」と名付ける。

ここに「商法・D折衷型」とは、「財産目

録」・「利益金処分前貸借対照表」・「提示型完全結合（もしくは混合）計算書」を公告している場合を云う。

ここに「商法・P折衷型」とは、「財産目録」・「利益金処分前貸借対照表」・「利益金処分議案」（「利益金配当ノ事」）を公告している場合を云う。

「商法・D折衷型」として、次の諸会社がみられた。

(年月日)	(会社名)	(タイトル)
明治二十七年一月 一日	中小阪製鉄株式会社	「決算報告」
十二日	東京馬車鉄道株式会社	「第二十三回半季勘定報告」
十三日	東京株式取引所	「公告」
十四日	大阪堂島米穀取引所	「第三十六回報告」
十六日	東京米穀取引所	タイトルなし
十六日	東京商工銀行	「第九期営業報告」
十六日	大坂硫曹株式会社	「広告」
二十一日	利根運河株式会社	「第十二回報告」
二十三日	米倉庫株式会社	「第九回公告」
二十四日	酒田米穀取引所	「第十七回報告」
二十五日	株式会社伊藤銀行	「第二十五期報告」
二月 一日	東京石川島造船所	「第五回実際報告」
一日	日本鉄道株式会社	「第二十四回報告」
一日	日本生命保険株式会社	「第五回公告」
二十日	日本銀行	「第二十三回実際報告」

「商法・P折衷型」として、次の諸会社がみられた。

(年月日)	(会社名)	(タイトル)
明治二十七年一月二十六日	合名会社三井銀行	「明治二十六年下半季公告」
三十日	東京製皮株式会社	「明治二十六年下半季計算公告」
二月 三日	東京海上保険株式会社	「第二十九季広告」
(久野注：前期のものと比較してその推移に注目)		
十五日	東京帽子株式会社	「第一季決算報告」
二十日	大阪商船株式会社	「第十五回公告」

11. 「商法省略型」の登場

爾後、多くの株式会社の「決算公告」に見受けられた事例であり、お馴染みのものである。すなわち、

「財産目録ハ貸借対照表中貸方（もしくは借

方）之部ト同一ナルヲ以テ略ス」

「財産目録ハ貸借対照表ノ資産ト同ジニ付略ス」

となっている。

筆者（久野）は、便宜上これらを「商法省略

型」と呼ぶ。

「財産目録」が「貸借対照表」の「資産の部」と同一だとすれば、商法が成文を以て「財産目録」を規定する筈がない。「同一ナルモノ」を、わざわざ別々に作成させ公告を命ずる筈がないのである。要するに「財産目録」の本義がまったく解っていないのである。

本来、「財産目録」は、財産の実態調査に基づいて調製される「総資産」と「総負債」との明細（例えば、数量・単価・金額・所在・用途等）な「総目録」である。もとより帳簿から誘導して調製するものではない。

わが国の実況では、この「商法省略型」が滔々として「決算公告」の大勢を占めていくのである。

明治二十七年上半期の「決算公告」を掲載する同年七・八月の「東京日々新聞」の紙面には、これら公（広）告の事例が極端に寡ない。日清戦争が始まっているのである。

12. 明治三十二改正商法以後の推移

改正商法は、「財産目録」が浩翰なものであるからその公告を命ずるのは苛酷に失するという理由で公告を廃止した。

ただし、当時までの「財産目録」の一般的な理解および公告の実態からすると、改正理由には、少々ピントが合わないところがある。わが国商法の母法となった「大陸商法」の財産目録規定及び大陸系会計制度の伝統ともみるべき財産目録制度に対して、明治初年以來、英米系会計制度を直輸入してきたわが国の会計実務が馴染み難かった側面は否定出来ない。

周知のように、その後昭和三十八年の法改正によって、「計算書類」第一号の財産目録が株主総会に提出する書類から削除され、次いで昭和四十九年の法改正によって、「計算書類」第一号の財産目録そのものが廃止され、第二号の貸借対照表が第一号に繰り上がった。

13. 「利益金処分計算領域」(appropriation section) の開示・公告

既に述べたように、明治七年七月二十二日の「東京日々新聞」の紙面に開示されたわが国最初の株式会社第一国立銀行の「第二回決算公告」以来、「利益金処分前貸借対照表」に相当する会計計表とともに、伝統的に永く「利益金処分計算領域」(appropriation section) が開示・公告されてきたことを、特に強調したいと思う。

国立銀行を始めとして、後の普通銀行、日本銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、合資・合名会社の形態をとった銀行、さらには、保険会社その他の一般株式会社、これらでは、殆ど例外なく「利益金処分計算領域」が開示・公告されてきた。

さらに、かかる実況は、明治二十三年原始商法制定後も、明治三十二改正商法後も、引き続き変わりはなかった。

ここでいう「利益金処分計算領域」の開示・公告は、「損益勘定」(Profit & Loss Account) でなされたが、それらの「損益勘定」には、次のようなバリエーションがあった。

- ① 「提示型もしくは宣言型の完全結合計算書（場合によっては混合計算書）」である場合。
- ② 「利益金処分計算書」である場合。
- ③ 「利益金処分議案」である場合。

大正年代に入っても、普通銀行、日本銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、朝鮮銀行、北海道拓殖銀行、生命保険会社等では、「貸借対照表」の他に上掲のような内容の「損益勘定」を新聞紙面に開示・公告している。

この時期の一般諸株式会社の場合でも、

「利益金勘定」・「利益金及繰越金勘定の分配計算」・「損益並配当計算」・「損益計算」・「利益金処分（分配）」等のさまざまなタイトルで、英国人のいう Profit & Loss Account, *Published Form* つまり「利益金処分計算書」を紙面に開示・公告している。

これが、この時代の極く一般的な景況であった。因みに、大正二年一月二十四日の「東京日々新聞」の紙面にも、富士屋ホテル株式会社、荒川砂利株式会社、日本石油株式会社、鐘淵紡績株式会社等のケースがみえている。

同時に、この時期になると商法が命じている「貸借対照表」だけを公告する会社もでてくるが、全体としてみると、あくまで少数派であったという事実を、この際特に強調しておきたい。

なお、貸借対照表の「資本の部」の末尾、つまり「大陸式」の場合で云えば「貸方側」の末尾、「英国式」で云えば「借方側」の末尾、の摘要欄と内訳金額欄 (interior column) とに、それぞれに提示 (*proposed*) された処分予定項目と金額とを記載して、貸借対照表の公告によって同時に「利益金処分計算領域」を開示・公告する事も出来る。(提示)

ハットフィールド著『近代会计学』(1909, pp. 54-55, p. 65.) では、「貸借対照表は、単に当該年度の利益を示すだけではなく、その利益の処分提示 (the proposed distribution of such profit) の内容を示すような様式で作成することも出来る。かかる事例は65頁で紹介

したドイツの貸借対照表にみられる。これと幾分似通った事例が、多くの英国の会社の貸借対照表にもみられる。例えば J & P. Coats 会社がそれである」と述べている。彼がレーム (Herman V. Rehm) の *Die Bilanzen der Aktiengesellschaften*, 1903. から引用した「ドイツ製造会社の貸借対照表」については、別著『わが国財務諸表制度生成史の研究』の73-74頁を参照されたい。

また、英国での事例としては、ライル (G. Lisle) 編著『会計百科事典』(1907年)・第8巻 (272・3頁) に *The Ocean Accident and Gurantee Corporation, Limited. 1903* と *London and Lancashire Fire Insurance Company, 1903.* の貸借対照表が掲載されている。前者の場合で云えば、「借方側」の「本金額欄」(exterior column) の末尾には「当期末処分利益」(中間配当金を控除) £ 54,385 6. 7. が報告されており、その下の摘要欄と内訳金額欄 (interior column) とに「取締役会報告書」に提示 (*proposed*) された処分予定項目と金額とがそれぞれ記載されている。これらの様式を *Appropriation in Balance Sheet* という。わが国で最初の株式会社であった第一国立銀行の「半季実際報告」は、将にこの様式の「利益金処分前貸借対照表」であった。通説の云う「利益金処分後貸借対照表」ではない。

「内訳金額欄」(interior column) と「本金額欄」(exterior column) とを使い分けたこれらの様式につき、上掲の二例の該当部分を抽出して示すと次の通りである。

(ハットフィールドが引用した事例)

ドイツ製造会社の貸借対照表：消極・貸方の部の末尾

	(内訳金額欄)	(本金額欄)
19. 損益		M M
前期繰越利益	17,119.33	
当期利益 100,612.09		
減価償却費△ 14,857.14	85,754.95	
		102,874.28

利益金処分提示	
積立金 5 %	4,287.75
配当金 9 %	81,000.00
役員賞与金 5 %	2,273.36
次期繰越利益	15,313.17
	<u> </u>
	<u>1,395,542.48</u>

(『会計百科事典』・Vol. 8 p. 272の事例)

The Ocean Accident and Gurantee Corporation, Ltd. の貸借対照表
：借方の部 (英国式) の末尾

	(内訳金額欄)	(本金額欄)
当期末処分利益	66,608 8. 7.	
差引：中間配当金	△ 12,223 2. 0.	
	<u> </u>	54,385 6. 7.
取締役会報告書に提示された処分内容		
は、次の通りである。		
事業拡張積立金等の積立額	35,827 12. 6.	
配当金	12,330 15. 10.	
次期繰越利益	6,228 18. 3.	
	<u> </u>	
	£ 54,385 6. 7.	
	<u> </u>	
		<u>£ 1,387,984 18. 8.</u>